

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

消費税と財政・社会保障の危機

垣内 亮

消費税率 10 % への増税を決めた法律（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」）は、この法律の趣旨を示した第一条で、「社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行う」と述べている。今回の増税の目的は「社会保障の安定財源の確保」と「財政の健全化」だということである。

消費税増税を「やむを得ない」と考える国民の多くも、「社会保障に使われるのであれば」とか「財政が大変だから」ということを、その理由としている。「社会保障」と「財政危機」を二枚看板とした政府の宣伝が、一定の効果をあげていることは間違いない。本稿の課題は、消費税創設以来の歴史を振り返るとともに、今回の増税をめぐる状況を検証して、こうした政府の宣伝の欺瞞性を明らかにすることである。

消費税の目的は「社会保障」でも「財政健全化」でもなかった

まず、日本で消費税が創設された当時にさかのぼろう。消費税の課税が始まったのは 1989 年 4 月だが、それが国会で決まったのは前年の 12 月だった。そのとき、「消費税法案」と同時に成立した「税制改革法案」は、消費税創設を

軸とする「税制改革」の趣旨について、次のように述べていた。

「今次の税制改革は、現行の税制が、産業構造及び就業構造の変化、所得の水準の上昇及び平準化、消費の多様化及び消費におけるサービスの比重の増加、経済取引の国際化等を反映して著しく変化してきた現在の経済社会との間に不整合を生じている事態に対処して、将来の展望を踏まえつつ、国民の租税に対する不公平感を払しょくするとともに、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることにより均衡がとれた税体系を構築することが、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、これに即応した税制を確立するために行われるものとする。」（税制改革法第 2 条）

この長文の「趣旨」のどこを探しても、「社会保障」という言葉も「財政」という言葉も見当らない。このことに示されているように、「社会保障」や「財政健全化」は、消費税のもともとの目的ではなかった。「所得、消費、資産等に対する課税」の組み合わせで「均衡がとれた税体系を構築する」ことが、消費税創設の目的だということである。消費税が「消費に対する課税」であることは言うまでもない。消費税増税法案がつくられる以前には、より露骨に「直間比率の是正」という言葉が使われていた。消費

税に代表される間接税を増やし、所得税や法人税などの直接税を減らすべきだというのである。実際に当時、消費税創設と並行して、所得税・住民税の最高税率や法人税率の引下げが実施されている。

もともと、消費税法案の国会審議では、政府は「消費税は社会保障のため」と言わんばかりの説明を行った。たとえば、当時の厚生省と大蔵省が連名で出した「21世紀初頭における高齢化状況等及び社会保障の給付と負担の展望」と題した文書では、2010年には社会保障給付費が195～240兆円に達し、当時の制度のままでは70～85兆円もの財源が不足するという試算を示し、この対策のためにも「税制改革」が必要だと説明している。ちなみに、2010年度の社会保障給付費の実績は103.5兆円である。

しかし、こうした政府の議論は、まったく国民を欺瞞するものだった。当時の加藤寛政府税制調査会会長は、後日、次のように発言している。

「消費税を導入したとき、高齢化社会に備えるためと言われ、我々税調もそう説明しましたが、本当はあれは、ああ言えば一般の人に分かりやすいから、ということでした。消費税の本来の意義はそういうものではないんです」（『週刊新潮』92年9月3日号）

軒並み改悪・削減されてきた社会保障

消費税創設後、社会保障や財政は改善されたのだろうか？ まず、社会保障を見てみよう。

医療分野では、消費税導入前にはサラリーマン本人の窓口負担が1割だったのが、今では3割負担となっている。高齢者の窓口負担も、月800円の定額制だったのが、75歳以上は1割（「現役並み所得者」は3割）となり、70～74

歳は順次1割から2割に引き上げられつつある。75歳以上の「後期高齢者」は別建ての制度とされ、これまでは子どもの扶養家族だった人も含めて保険料負担を強いられることになった。市町村国民健康保険の1人当たり保険料は、88年度の年額5万6374円から、2012年度には9万0882円にまで上昇した。その一方で、診療報酬の抑制・削減の結果、病院や診療科の廃止・縮小が相次ぎ、「医療崩壊」が全国に広がっている。

介護の分野では、この間に介護保険制度が創設されたが、わずかな年金収入しかない高齢者にも重い保険料負担をおしつける一方で、特養ホームなどは多数の待機者が生まれ、「保険あって介護なし」とか「介護難民」と言われる事態が生じている。

年金制度も改悪が繰り返されてきた。被用者老齢年金の支給年齢が60歳から65歳に引き上げられ、保険料も毎年のように引き上げられてきた。88年度に月額7700円だった国民年金保険料は、2014年度には1万5250円となり、未納者が激増している（納付率が88年度は84.3%、2012年度は59%）。被用者年金・国民年金とも、2015年度分から「マクロ経済スライド」の実施により給付水準の引き下げが開始されようとしている。

少子化や待機児童の急増が社会問題となり、政府は今さらのように「子育て支援」を強調しているが、88年10月には全国に1万3657カ所あった公立・公営保育所が、2013年4月には1万31カ所にまで減ってしまったことに示されるように、国が保育所を切り捨ててきたことが、子育ての困難の大きな原因となっている。

「社会保障目的化」の欺瞞

97年の消費税増税が深刻な不況の引き金となったことから、消費税増税への国民の反発はますます強まった。この時期に、国民を欺瞞するために持ち出されたのが、「消費税の社会保障目的化」である。政府は、99年度の予算から、国税分の消費税（地方交付税充当分を除く）について、その税収を充当すべき歳出項目を、予算総則に記載するようになった。その歳出項目は「基礎年金、老人医療、介護」のいわゆる「社会保障3経費」とされた。

これによって、社会保障が充実したかといえば、決してそうはならなかった。

第一に、図1のように、「3経費」の合計額は、はじめから消費税収を上回っていたから、消費税収をこれに充当したからといって、増えるはずもなかった。

第二に、消費税を充当することは、これら「3経費」の削減の歯止めにもならなかった。もともと、これらの経費は高齢者の増加に伴って、毎年7000～8000億円程度の増加が見込まれていたが、2008年度までの9年間の実際の増加額は4.5兆円、年平均5000億円程度にと

どまった。小泉内閣などが進めた社会保障の「自然増削減路線」によって、自然増が削減されたからである。

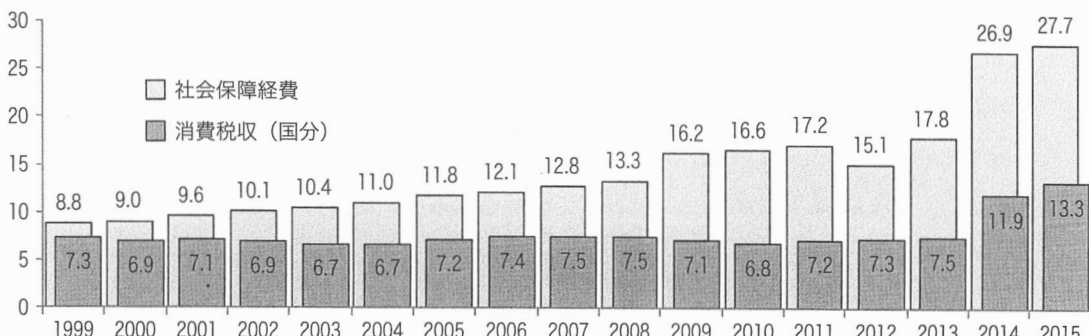
第三に、はじめはわずかだった「3経費」と「消費税収」の差が開くにつれ、政府は、「消費税収が3経費を賄うのには足りない」として、それを増税の口実にするようになった。2009年度からは基礎年金の国庫負担が2分の1に引き上げられ、「税収不足」はますます大きくなった。

第四に、2014年度からは、消費税を充当すべき経費が「少子化対策」を含む「4経費」に拡大され、老人医療以外の医療分野も含まれることとなったため、消費税を増税したにも関わらず、「税収不足」がますます拡大した。

第五に、自民・民主・公明の「3党合意」をふまえて制定された「社会保障制度改革推進法」には、「社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする」規定が設けられた。「消費税を社会保障に充てる」と「社会保障は消費税を主要な財源とする」とことは、似て非なるものである。

前者ならば、所得税や法人税も社会保障に充

(図1) 消費税の「社会保障目的化」に係る税収と使途の推移



出所：「予算及び財政投融资計画の説明」。国税の消費税収（地方交付税分を除く）と、それが充当されるべき社会保障経費（2013年度までは「基礎年金、老人医療、介護」、2014年度以降は「年金、医療、介護、少子化対策」、いずれも当初予算ベース、単位：兆円

※ 2012・13年度の社会保障経費は、基礎年金国庫負担引上げに充当する「年金特例公債」相当分が除外されている。

てられることになるが、後者ならば、「社会保障財源といえば、もっぱら消費税」ということになってしまう。

このように、「消費税の社会保障目的化」は、社会保障を充実するのには役立たず、さらなる消費税の増税の口実となるだけなのである。

「増税分は全額、社会保障に充てる」という欺瞞

今回の増税にあたっては、「増税分は国・地方とも全額、社会保障に充てる」という宣伝もされた。しかし、「社会保障に充てる」といっても、その大半は「既存の社会保障経費の財源を消費税に置き換える」ということにすぎず、新たな「社会保障の充実」に充てられるのは、(表 1) のように、2014 年度は増税分の 10 %、2015 年度も 16 % 程度にすぎない。残りは、既存の社会保障経費の財源に充てられることになっている。

既存の社会保障経費の財源が消費税に置き換えられれば、それまでその経費に充てていた財源が「浮く」計算になる。それを何に使おうと、政府の自由ということになる。それが軍事費や

公共事業、大企業減税などの財源に使われたとすれば、消費税増税分を軍事費や公共事業、大企業減税の財源に充てたのと、何ら変わらなくなってしまう。「増税分は全額、消費税に充てる」という政府の宣伝は、まったくのごまかしにほかならない。

なお、基礎年金国庫負担を 2 分の 1 に引き上げる財源について政府は、「これまでは財源がなく、年金特例国債を充ててきたので、これに消費税を充てることで財源が安定化する」などと説明している。しかし、過去に国庫負担が引き上げられてきた段階では、政府は「所得税の定率減税廃止」や「年金課税の強化」による税収を財源に充てると約束してきた。その約束を反故にして、他の使途に流用してしまったために、消費税増税分を充てることになったのであり、税の二重取りにほかならない。

社会保障の「自然増削減」を再開した 15 年度予算

小泉内閣のもとで強行された「毎年 2200 億円 (地方を含めれば 3200 億円) の社会保障自然増削減」は、「医療崩壊」「介護難民」「年金

(表 1) 消費税増税分と社会保障費の関係

	2014 年度	2015 年度
消費税増収分 (地方を含む)	5 兆円	8.2 兆円
基礎年金国庫負担 2 分の 1	2 兆 9473 億円	3 兆 214 億円
消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増	2318 億円	3537 億円
既存の社会保障費の財源に充当	1.3 兆円	3.4 兆円
社会保障の「充実」	0.5 兆円	1.35 兆円
子ども・子育て支援	3059 億円	5189 億円
医療・介護サービスの提供体制改革	940 億円	3307 億円
医療・介護保険制度の改革	654 億円	3054 億円
難病・小児慢性特定疾病への対応	298 億円	2048 億円
遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10 億円	20 億円

厚生労働省と財務省の予算説明資料により筆者が作成。

不信」など、社会保障の全般的な荒廃をもたらし、自民党政府でさえ、削減方針の終了を余儀なくされた。ところが、安倍内閣は、「社会保障のため」といって消費税を増税した直後だというのに、2015年度予算で、この「社会保障自然増削減路線」を再開した。

2015年度の社会保障関係費は、23兆1106億円で、前年度に比べて1兆30億円増加している。しかし、この中には、①消費税増税に伴う社会保障経費増（1111億円）、②消費税を財源とする「社会保障の充実」（4537億円）、③低所得者対策の「簡素な給付措置」（1320億円）、合わせて6968億円が含まれている。これ以外の「自然増」に相当する額は、3000億円程度にすぎない。昨年の概算要求段階では自然増が8000億円と見込まれており、これが大幅に削減されたことになる。

15年度予算には、年金削減（「特例水準の解消」分0.5%＋マクロ経済スライド0.9%）、介護報酬削減、生活保護削減など、社会保障の改悪が目白押しとなっている。

財政危機をいっそう深刻化させた消費税

次に、消費税が財政危機の打開に役立ったのかどうかを検証しよう。

消費税が創設される直前の88年度末には、国と地方の長期債務残高は253兆円だったが、2015年度末には1000兆円に達する見込みとなっている。この四半世紀で政府の債務は4倍に膨れ上がったことになる。88年度の国債発行額は7兆円だったが、2015年度は5倍以上の37兆円近くにもなっている。財政危機は、消費税ができる以前より、いっそう深刻になっている。

消費税は、財政危機打開に役立つどころか、むしろ財政をより悪化させてきた。その理由は、以下の通りである。

第一に、消費税増税によって景気が悪化し、消費税以外の税収が減収となったことである。97年の増税は長く続く不況の引き金になったし、今回の増税も97年以上の消費の冷え込みを生じさせている。

第二に、この不況から脱出するための景気対策として、歳出の追加や減税が実施されたことである。たとえば、97年の増税後の不況の中で、橋本・小渕両内閣は、所得税・法人税などについて、消費税増税分をはるかに上回る減税を実施した。

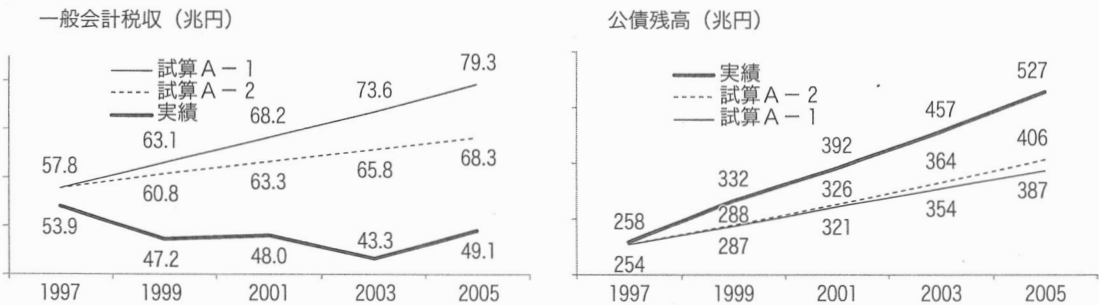
第三に、消費税収をあてこんで、軍事費や公共事業、大企業・金持ち減税などのばらまきが行われたことである。たとえば、88年度に3.7兆円だった軍事費は、消費税創設をはさんで5年後の93年度には4.6兆円に急増した（決算ベース）。5年で25%、年平均5%の急速な伸びである。同じ5年間で、公共事業関係費は6.7兆円から13.7兆円へと、倍以上に膨れ上がった。ちなみに、同じ5年間の社会保障関係費の伸びは13%程度、年平均3%弱にすぎなかった。

まったくはずれた政府の目算

97年の消費税増税にあたって、当時の大蔵省は、消費税増税や「財政構造改革法」（97年制定）による歳出削減効果によって、財政健全化が進むという試算を示した。図2のように、2005年度には97年度に比べて税収が10～21兆円程度増え、公債残高の増加も130～150兆円程度にとどめられるというものだった。

ところが、現実には、増税後の景気悪化や、

(図 2) 97 年当時の財政試算と実績



試算値は大蔵省「中期的な財政事情に関する仮定計算例」(1997 年) による (試算 A-1 は名目成長率 3.5 %、試算 A-2 は名目成長率 1.75 % を前提)

前述した所得税や法人税の減税によって、税収は増えるどころか 97 年度よりも減ってしまい、景気対策として公共事業がばらまかれたこともあって、公債残高は大蔵省の見通しをはるかに超えて増加してしまっただけである。

消費税は法人税の穴埋めに消えた

消費税が創設されてから 2015 年度までの 27 年間で、地方税分を含む消費税収の累計額は 304 兆円に達する。ところが、同じ時期に法人税の税収は、景気悪化と相次ぐ減税によって落ち込んだ。地方税を含む法人 3 税のピークは消費税が創設された 89 年度で、その後は一度もピークを回復したことがない (図 3)。

89 年度と比べた法人 3 税の減収額の累計は、15 年度末までで 263 兆円に達する見込みとなっている。まさに、消費税収のほとんどが、法人税の穴埋めで消えてしまったのである。これでは、いくら消費税を増税しても、財政が良くなるはずもない。

15 年度予算で拡大する新たな浪費

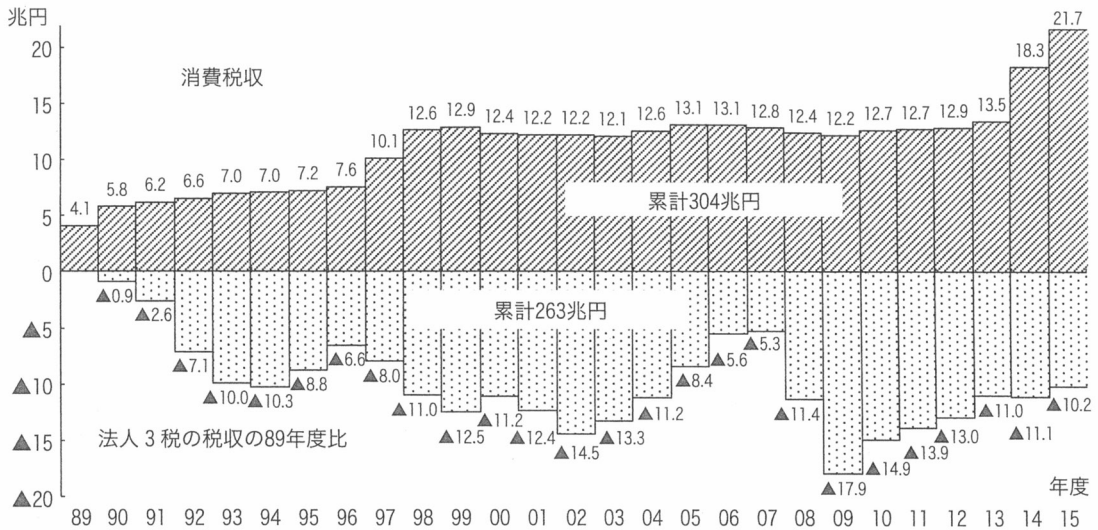
2 期連続のマイナス成長という、政府の「想定外」の事態を前にして、安倍内閣は消費税率 10 % への引上げを 1 年半延期したが、消費税

増税法から「景気判断条項」を削除して、2017 年 4 月には「必ず税率を引き上げる」としている。一方、2015 年度予算では、この増税を当て込むかのように、新たな浪費が始まっている。

1 つは、大企業への減税である。政府は、法人税率を現行の 25.5 % から 15 年度は 23.9 % に引き下げ、さらに法人事業税の所得割も 2 年間で段階的に引き下げ、法人 3 税の実効税率を 34.62 % から 2 年間で 31.33 % まで引き下げようとしている。これだけでも 1.6 兆円もの減税である。さらに政府は、16 年度の「税制改正」では、いつそうの減税を行うことを目指している。すでに、史上空前の利益を上げ、巨額の内部留保をためこんでいる大企業に減税しても、さらに内部留保を増やすだけで、景気が良くなるわけではない。

軍事費の浪費も拡大している。15 年度予算の軍事費は 4 兆 9801 億円、当初予算としては史上最高となった。14 年度予算 (補正後) と合わせると 10 兆円を超え、今後も 15 年度と同額の予算が続けば、18 年度までの 5 年間で 25 兆円を超える。これは、一昨年に策定され、「史上最大規模」とされた「中期防衛力整備計画」(5 年間で 24 兆 6700 億円) を超える勢いとなっている。米軍への「思いやり予算」や米

(図3) 消費税収と法人3税の減収額の推移



出所：財務省及び総務省公表データにより計算、2013年度までは決算、2014年度は国は補正後、地方は予算額、2015年度は国・地方とも予算額

消費税には地方分（96年度までは消費譲与税、97年度からは地方消費税）を含む。

法人3税には法人税、法人住民税、法人事業税のほか、地方法人特別税、地方法人税、復興特別法人税を含む。

軍再編経費なども、合計3406億円と、当初予算ベースでは過去最高となった。

見えない財政健全化の展望

政府は、国と地方を合わせた「基礎的財政収支（プライマリー・バランス）」の赤字の対GDP比について、①2015年度には、2010年度（6.6%）の半分以上にする、②2020年度には黒字化する—ということを、「財政健全化目標」に掲げている。内閣府の試算（2月12日発表）では、消費税率10%への引上げを延期しても2015年度には基礎的財政収支の赤字が対GDP比で3.3%となり、ギリギリで目標を達成できるとしている。

しかし、これは、実質成長率が2014年度は▲0.5%、2015年度は+1.5%という、「政府経済見通し」を前提とした計算である。内閣府試算の直後の2月16日に発表された2014年10—12月期GDPの速報値は、年率2.2%の

実質成長にとどまり、民間シンクタンクの予想（3.5%前後）を大きく下回った。さらに、3月9日に発表された改定値では、年率1.5%にまで落ち込んでしまった。かりに2015年1—3月期も同程度の成長率にとどまれば、2014年度通年の成長率は▲1.0%程度まで落ち込んでしまう。発射台が低くなれば、2015年度の政府見通しも危うくなり、税収の伸び悩みなどによって、基礎的財政収支目標の達成もおぼつかなくなるだろう。

かりに、2015年度の目標はクリアしたとしても、2020年度の黒字化目標の達成はまったく見通しが立っていない。内閣府の試算では、経済運営がうまく行った場合の「経済再生ケース」でも9.4兆円、「ベースラインケース」では16.4兆円もの赤字が残ってしまうとされている。これはGDP比で1.6～3%に相当し、この赤字を消費税増税で埋めようとすれば、単純計算でも税率を13～16%まで上げなければ

ならない。増税に伴う景気の悪化や、税率が 10 % を超えた場合に「軽減税率」が導入される可能性を考慮すれば、税率の引上げ幅はさらに大きくなるだろう。

いまこそ「消費税ではない別の道」を

消費税創設後 26 年の歴史が示しているのは、「消費税頼み」では社会保障も財政も決して良くならないということである。いまこそ、「消費税ではない別の道」を真剣に探究しなければならない。

第一に、歳入・歳出の全般にわたる見直しである。大型公共事業や軍事費など、歳出の浪費にメスを入れることは当然必要だが、それだけでは問題は解決しない。この間の大企業・金持ち減税で空洞化した税制の立て直しが不可欠である。

たとえば、OECD34 カ国の 2012 年の税収の対 GDP 比を比較すると、日本は 17.2 % で 32 番目である。日本より税収が少ない国は、メキシコ (16.7 %) とスロバキア (15.7 %) しかない。消費税増税分を含めて、2015 年度の税収は 2012 年よりは増える見込みであるが、それでも GDP 比で 19 % にも達しない。最高のデンマーク (46.3 %) などの北欧諸国は別としても、ドイツ (22.5 %)、イギリス (26.7 %)、フランス (27.5 %) などに見劣りしない程度までは、税収を充実させることが必要である。

それには、低所得者ほど負担が重い消費税ではなく、「応能負担」の原則をつらぬいて、所得税や法人税を中心にして、富裕層に対する資産課税などを行うことが必要である。所得税や法人税では、税率を引き上げるだけでなく、富裕層の株式配当や株式譲渡所得の税負担が軽減

されていることや、各種の大企業優遇税制を改めることが重要である。

第二に、国民の所得を増やす方向で経済改革を進め、それによる税の自然増収も含めて、財政の健全化を進めることである。

安倍内閣は、「アベノミクスでデフレを克服する」というが、「デフレ」の最大の原因は、賃金引下げなどによって国民の所得が減少し、消費を冷やしてきたことである。「デフレ」といってもピークの 98 年から 2011 年までの物価下落は 4 % にすぎない。一方、労働者の賃金は 97 年から 2011 年までに 13.8 % も下落した。賃上げなどによって国民の所得を増やし、購買力を高めることなしに、景気が良くなるわけがない。消費税の増税は、国民の購買力をさらに奪うものであり、「デフレ克服」に逆行するものである。

消費税増税にくわえて、「アベノミクス」による円安で輸入原材料価格が上昇し、物価が上がっているのに賃金はあまり増えず、労働者の実質賃金は今年 1 月まで 19 か月連続して前年同月比マイナスを続けている。安倍政権が進める「トリクルダウン」の政策では、景気は良くならない。財政政策、経済政策の全般にわたって、抜本的な改革が必要になっている。

(かきうち あきら・日本共産党経済政策委員)